

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第1編 総論	第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章 県の地域特性	
	第5章 県国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 県対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 交通規制	
	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	138
	第2章 平素からの備えや予防	140
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立	142
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	144
第5編 復旧等	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 基本的考え方

伊方発電所は、四国地域で唯一の原子力発電所であり、同所を標的とした武力攻撃が行われた場合には、重大な影響が及ぶことが懸念される。伊方発電所に対する攻撃手段としては、第1編第5章に記載しているとおり、弾道ミサイル攻撃や航空機を利用した自爆テロのほかテロ・ゲリラなどによる破壊工作が考えられる。

県は、このような住民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重大となる伊方発電所の武力攻撃原子力災害に対し、特別な注意を払う必要があるため、平素の備えのほか、予防から事後対策までの措置について定めることで、迅速で的確な国民保護措置の実施を確保する。

なお、伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処は、原則として、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき作成された県原子力防災計画に準じた措置を講ずることとし、その対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方

(1) 対象地域

対象地域は、原子力災害対策重点区域とし、対象市町を重点市町という。

原子力災害対策重点区域

区 分	範 囲	対象市町
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する 区域]	原子力施設を中心として 概ね半径5 kmの地域	伊方町
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急時防護措置を準備する 区域]	原子力施設を中心として 概ね半径30 kmの地域から、 P A Zを除いた地域	伊方町、八幡浜 市、大洲市、西予 市、宇和島市、伊 予市、内子町

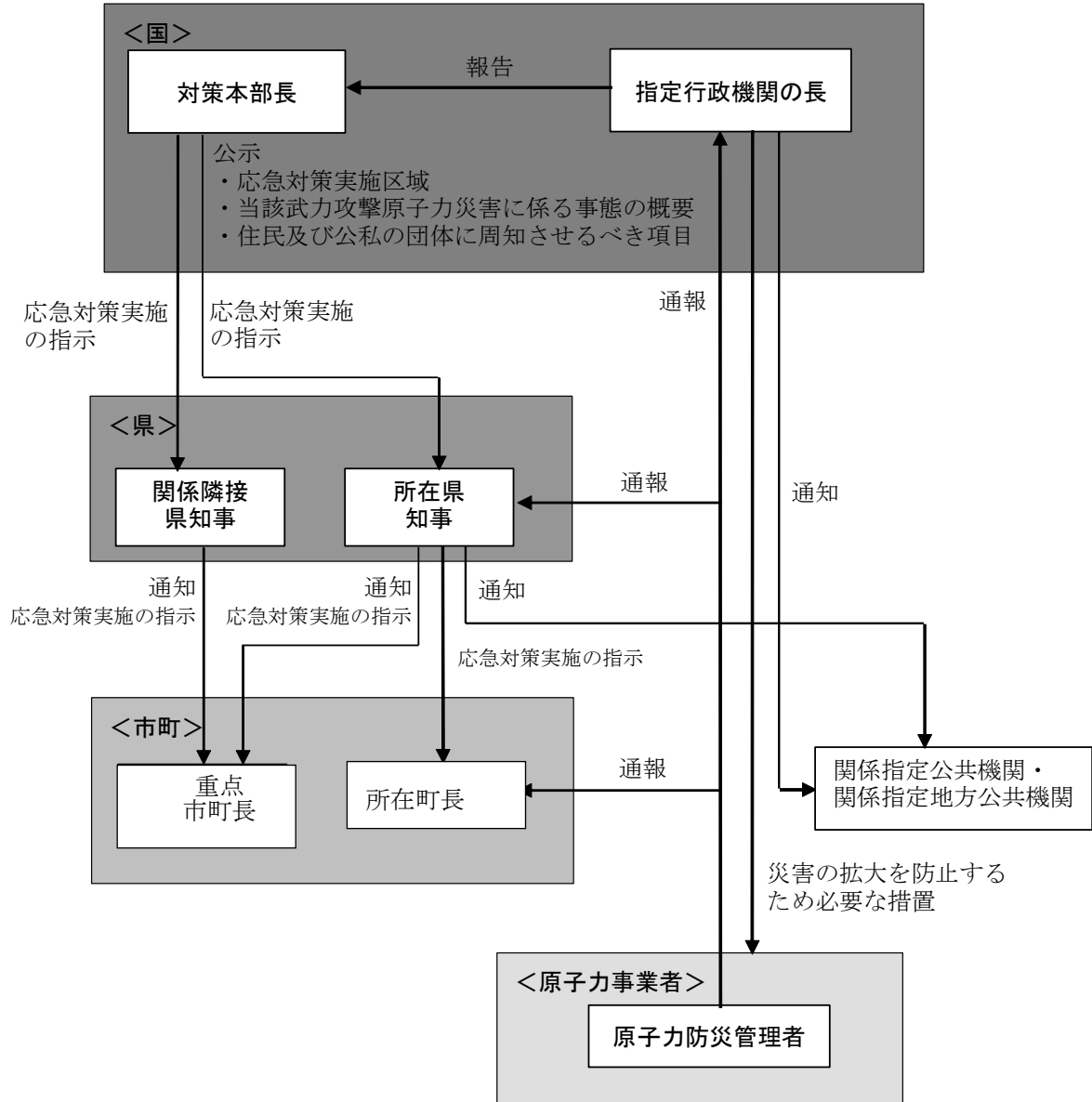
(2) 住民の生命、身体及び財産の保護

県は、国からの情報に基づき武力攻撃事態等の推移を的確に見極めつつ、重点市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害を最小限にするよう努める。また、住民の避難誘導等を的確かつ迅速に実施することにより、武力攻撃原子力災害から住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(3) 関係機関との連携

県は、平素から伊方発電所における武力攻撃原子力災害に対し効率的かつ迅速に対応できるよう、国、重点市町、原子力事業者その他防災関係機関等との連携体制を整備し、正確な情報収集及び伝達に努める。

武力攻撃原子力災害への対処



第2章 平素からの備えや予防

県は、武力攻撃原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県原子力防災計画に準じて、武力攻撃原子力災害に関する施設の整備点検及び国民保護措置に関する物資・資機材の備蓄、整備、点検等について必要な事項を以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、原子力安全対策課、保健福祉課、医療対策課、県警察
関係機関	四国管区警察局、松山海上保安部、宇和島海上保安部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、四国電力株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

1 原子力事業者の武力攻撃事態等への備え

原子力事業者は、伊方発電所に対する武力攻撃事態等、特に、ゲリラや特殊部隊による破壊・占領等の事態等に備えるため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、障壁の設置など人の侵入を阻止するための措置に関する事、施設の巡視及び監視に関する事等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に所要の措置を講ずることとされている。また、本県で想定される武力攻撃原子力災害への対処に必要な事項については国民保護業務計画等で定めるところにより、武力攻撃原子力災害に際し、所要の措置を講ずることができるよう体制を整備することとされている。

2 伊方発電所の警備の強化等

知事は、武力攻撃原子力災害の発生防止のため、特に必要があると認める場合には、伊方発電所長に対し、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃等における安全確保措置について必要な措置を定めるよう要請する。なお知事は、原子力災害対策特別措置法第32条に基づき、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置（防災要員の配置、防災資機材の整備等）が適切に行われていることについて、同法の施行に必要な限度において、立入検査により確認するものとする。また、知事は、伊方発電所の警備強化を図るために、県警察及び海上保安部長等との連携に努める。

3 愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会の開催

県、重点市町、原子力規制事務所、原子力事業者、自衛隊その他防災関係機関は、武力攻撃原子力災害の発生時には、一体となって国民保護措置を実施することが必要であるため、愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会を設置し、定期的を開催することにより、平素からの関係機関相互の連携に努める。

4 武力攻撃原子力災害における環境モニタリング体制の強化

県は、平時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、県原子力防災計画に準じて、環境モニタリング資機材等を整備・維持管理する。

特に、伊方発電所周辺に設置している放射線のモニタリングポスト等観測機器は、武力攻撃原子力災害の発生に伴い破損することが想定されるため、県は、移動可能な環境モニタリング装置の整備等の対策を講ずる。

5 武力攻撃原子力災害における被ばく医療体制の強化等

(1) 被ばく医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者が発生した場合には、実効的な被ばく医療活動が実施されるよう、県原子力防災計画に準じて、国、重点市町、原子力事業者、医療機関等の関係機関と連携を図る体制を整備する。

特に、武力攻撃原子力災害時には、短時間で多くの汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者が発生する可能性があることから、被ばく医療体制を強化する。

また、県は、汚染・被ばく患者及び傷病者の受け入れを要請する場合に備え、国または近隣県の医療機関と平素より緊密な連携を図る。

(2) 安定ヨウ素剤の備蓄等

県は、武力攻撃原子力災害における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、県原子力防災計画に準じて、安定ヨウ素剤の備蓄や、乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤（内服液）の調整に必要な資機材等の維持・管理に努める。

6 武力攻撃原子力災害に備えた啓発等

(1) 国民保護に関する住民への啓発

県は、武力攻撃原子力災害時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、国、重点市町及び関係機関等と協力し、予防又は災害応急措置等の原子力災害に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 重点市町における国民保護に関する啓発

重点市町は、県が実施する武力攻撃原子力災害の啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとする。また、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

7 要員の安全確保に必要な資機材の強化

県は、武力攻撃原子力災害時における応急対策に従事する要員の安全を確保するため、放射線防護資機材のほか、武力攻撃原子力災害時における住民避難誘導等に必要な資機材等を整備拡充する。

第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立

伊方発電所への武力攻撃の兆候を発見した場合や武力攻撃原子力災害が発生した場合に、関係機関が行うべき情報伝達及び国民保護措置の実施体制について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、原子力安全対策課、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部四国支部、松山海上保安部、宇和島海上保安部、四国電力株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 伊方発電所における武力攻撃の兆候の通報等

(1) 伊方発電所長等が行う通報

伊方発電所長又は原子力防災管理者（以下「伊方発電所長等」という。）は、伊方発電所において、従業員等から武力攻撃又は武力攻撃原子力災害の兆候を発見した事実の報告を受けた場合は、直ちに県、重点市町、関係警察署、関係消防機関及び松山・宇和島海上保安部に通報するよう努めるものとする。

(2) 知事が行う通報

知事は、本項(1)により通報を受けた場合、直ちに国（原子力規制委員会、消防庁、松山・宇和島海上保安部）、県警察、重点市町及び原子力防災専門官に連絡し、通報連絡内容を相互確認する。

2 放射性物質等の放出等の通報等

(1) 知事は、伊方発電所原子力防災管理者（以下、「原子力防災管理者」という。）から、武力攻撃に伴って、伊方発電所又は事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を受けたとき、又はその旨を指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、本章の1(2)以外の市町長及び指定地方公共機関にも連絡する。

(2) 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力防災管理者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行う。

3 現地対策本部の設置

緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等に国の現地対策本部が設置された場合には、県、重点市町、指定地方公共機関及び原子力事業者等は、国の要請に基づき、国の現地対策本部へ職員を派遣する。

また、知事は、安全の確保に留意しつつ、オフサイトセンター等に県現地対策本部を設置し、国の現地対策本部及び重点市町等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

なお、オフサイトセンター等が被災した場合に備え、県現地対策本部等の設置場所の予備施設を別に定めておくものとする。

資料4-1：オフサイトセンターの予備施設

4 原子炉の運転停止等の要請

(1) 国の命令による停止

原子力事業者は、国において、原子炉の運転を停止すべきとの命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

(2) 原子力事業者自らの判断による停止

原子力事業者は、突発的な危機が発生した場合など特に緊急を要する場合は、事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止することとされている。

(3) 知事が行う原子炉の運転停止等の要請

知事は、武力攻撃に伴い、伊方発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、または発生するおそれがある場合において、緊急に必要があると認められるときは、国を通じて原子炉の運転停止を要請するほか、自ら原子力事業者に対し、原子炉の運転停止の措置を講ずるよう要請する。

5 武力攻撃原子力災害の公示の通知

(1) 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

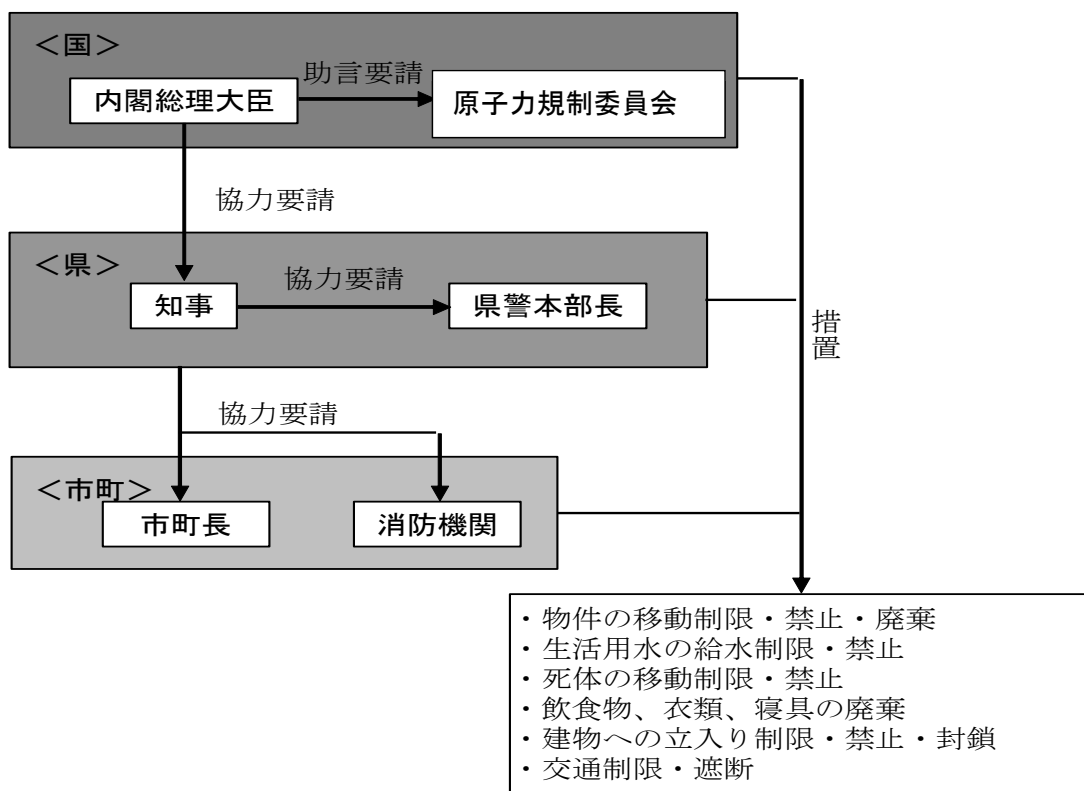
(2) 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、重点市町長等に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

第4章 武力攻撃原子力災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、県原子力防災計画に準じた措置を講ずる必要があるため、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、原子力安全対策課、保健福祉課、医療対策課、県警察
関係機関	四国管区警察局、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

放射性物質等による汚染の拡大の防止



1 放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等

原子力防災管理者は、伊方発電所において、本編第3章1、2に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、直ちに武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行うこととされている。

また、原子力防災管理者は、国（経済産業省、原子力規制委員会、松山・宇和島海上保安部）、県、重点市町、関係警察署、関係消防機関、原子力防災専門官（「事業所外運搬」に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会、国土交通省、県、重点市町及び当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等）等に、応急措置の概要を報告することとされている。

2 応急措置の実施

知事及び関係機関は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合には、次に掲げる応急措置を実施しなければならない。

- (1) 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する措置
- (2) 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集
- (3) 被災者の救難・救助その他保護に関する措置
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する措置
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する措置
- (6) 緊急輸送の確保に関する措置
- (7) 食糧、医療品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の措置
- (8) その他武力攻撃原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置

3 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、武力攻撃原子力災害合同対策協議会と必要な連携を図る。
- (2) 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等の必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

4 武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達

(1) 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、速やかに、重点市町長、指定公共機関等その他の関係機関に対し、その内容を通知する。

(2) **重点市町長が行う通知**

重点市町長は、知事から応急対策に関する通知があったときは、速やかに、住民、関係のある公私団体、市町の他の執行機関に対し、防災行政無線等により、その内容を通知する。

(3) **県警察が行う伝達**

県警察は、重点市町と協力し、住民に対する的確かつ迅速な応急対策の内容の伝達に努める。

(4) **指定公共機関等が行う伝達**

知事は、指定公共機関等に対し、関連する施設の管理者に対する的確かつ迅速な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請する。

5 武力攻撃原子力災害における住民の避難等

- (1) 知事は、武力攻撃原子力災害が、発生し、または発生するおそれがある場合において、緊急時モニタリングの結果等の分析内容から、防護措置の実施に係る指標の数値に達するおそれがあると認められる場合には、直ちに、国及び重点市町長と協議して、それぞれに定めるところにより、住民の避難等の準備に着手する。

その場合の防護措置の実施に係る指標については、県原子力防災計画の定め例により行うものとする。

- (2) 知事は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえ

て、住民に対し避難を指示する。この場合、「屋内退避」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づき適切に行う。また、伊方発電所の地理的条件などを踏まえ、船舶による海路避難も含めた適切な避難の指示を行う。

- (3) 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況によって国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

- (4) 県は、武力攻撃原子力災害時において、要配慮者及び社会福祉施設の状況を適切に把握するとともに、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

6 武力攻撃原子力災害における環境モニタリングの実施

県は、モニタリングの実施について、状況に応じ、県原子力防災計画の定め例により行うものとする。

7 武力攻撃原子力災害における被ばく医療の実施

(1) 被ばく医療の実施

県は、重点市町、関係機関等と相互に連携を密にし、武力攻撃原子力災害時における汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む）、並びに一般傷病者に対し、検査、除染、治療等の被ばく医療活動を実施する。

なお、被ばく医療体制は、外来（通院）診療を念頭に置いた「初期被ばく医療体制」、入院治療を念頭に置いた「二次被ばく医療体制」、より専門的な入院診療を要する「三次被ばく医療体制」からなるものとし、それぞれの役割に応じ、避難退域時検査、線量評価、簡易除染、診療等を行う。

(2) 国及び各関係医療機関への要請等

県は、国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣及び各関係医療機関への専門的診療等が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者等の受け入れについて、要請を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の配布

県は、放射性ヨウ素の放出又は放出のおそれがある場合、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行う。

また、県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県原子力防災計画の定め例により行うものとする。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

県及び原子力事業者は、避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県原子力防災計画の定め例により行うものとする。

8 飲料水・飲食物の摂取制限等

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県原子力防災計画の定め例により行うものとする。

この場合において、飲料水及び食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。

9 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等の場で積極的な収集に努めるとともに、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

10 事後対策の実施

(1) 被災地域における汚染の除去

県は、国の指導・助言のもと、重点市町、原子力事業者及び関連機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

(2) 環境モニタリングの実施及び結果の公表

県は、関係機関及び原子力事業者と協力して、環境モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

(3) 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

県は、国及び重点市町と協力して、武力攻撃原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民の健康維持を図るよう努める。

また、県は、国及び重点市町とともに、伊方発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(4) 風評被害等の影響の軽減

県は、国と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

また、県は、国、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表する。